

# ダイオキシン分析

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第一項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成17年環告92号)により、焼却能力が1時間当たり2000キログラム未満の焼却施設から排出される排出ガスと、ばいじん及び燃え殻については簡易測定法を用いることが認められていましたが、平成22年3月に改正されて簡易測定法に機器分析法が新たに追加されました。弊社では、高分解能GC-MSを使用した簡易測定法(環境大臣が定める方法、第3の1)を開始いたしました。

## ダイオキシン類の迅速簡易測定法の特長

- (1)GC-MS測定が1回となり毒性の無い異性体の定量を省略しますが、これ以外はJIS法と同じ工程、装置で実施する為、JIS法に非常に近い測定精度となります。
- (2)毒性をもつ異性体を全て測定するので、試料毎の異性体パターンを確認することが出来ます。
- (3)ダイオキシン類以外の毒性を持つ化合物の影響を受け、高めの値となることがありません。

